

第1章 災害予防計画

第1節 被害想定

(危機管理課)

第1 基本的な考え方

市域に被害を及ぼすと考えられる地震は、市内、県内あるいは隣接地域で起こる内陸性地震と、東海沖で起こるプレート境界型地震がある。平成25・26年度に県が実施した地震被害想定調査（以下「県調査」という。）により、当市に影響を及ぼすと予想される地震結果に基づき、予想される被害の規模や被害の様相、地震対策の方向性について、災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とする。

第2 想定される地震

1 長野盆地西縁断層帯の地震

長野盆地西縁断層帯（長さ約58km、西側隆起の逆断層）で発生する地震のうち、全体として1つの区間として活動する場合はマグニチュード7.8となる（地震調査委員会，2001）。この地震が発生した場合、長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。また既存の活断層に沿っては、西側が東側へ乗り上げるような最大数mにおよぶ地表の段差（ズレ）や、地表面のたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約2,200～2,400人（観光客を考慮した場合）、全壊・焼失建物約30,000～41,000棟の被害が生じる。火災では特に冬18時の場合、長野市街地において延焼が広がる想定となる。緊急輸送道路で約80箇所、鉄道で約400箇所の被害が生じ、約400集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約30%前後と想定され、2日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約17万人となるが、被害は長野市・飯綱町・小川村を中心に、長野地域や北信地域西部の市町村に集中する。この断層帯で前回発生した善光寺地震（M7.3程度）では、土砂災害によって河川がせき止められ、それが数日後に決壊して下流に洪水被害をもたらしており、同様の被害が発生する可能性がある。

2 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）

糸魚川－静岡構造線断層帯の内、中部の北半分と北部（東側隆起の逆断層）が同時に活動した場合（北側：長さ約84km）、マグニチュード8.0となる（文部科学省研究開発局ほか，2010）。この地震が発生した場合、長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。また既存の活断層に沿っては、中部では大局的には東側隆起を伴う横ずれが生じ、地面に横ズレや段差やたわみが生じる。そして北部では東側が西側へ乗り上げるような最大数mにおよぶ地表の段差（ズレ）やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約710～790人（観光客を考慮した場合）、全壊・焼失建物約11,000～12,000棟の被害が発生する。緊急輸送道路で約70箇所、鉄道で約300箇所の被

害が生じ、約 400 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 23～32%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 7 万人となる。揺れが強い範囲が新第三紀以降の新しい地層の山地に広がっていて、善光寺地震（M7.3 程度）において生じた土砂災害による河川のせき止め・決壊による洪水被害と同様の被害が発生する可能性がある。

3 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）

糸魚川－静岡構造線断層帯の内、中部の南半分と南部（西側隆起の逆断層）が同時に活動した場合（南側：長さ約 66km）、マグニチュード 7.9 となる（文部科学省研究開発局ほか、2010）。この地震が発生した場合、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。また既存の活断層に沿っては、中部では大局的には西側隆起を伴う横ズレが生じ、地面に横ズレや段差やたわみが生じる。そして南部では西側が東側へ乗り上げるような最大数 m におよぶ地表の段差（ズレ）やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 2,000～2,100 人（観光客を考慮した場合）、全壊・焼失建物約 28,000～31,000 棟の被害が生じる。火災では特に冬 18 時の場合、諏訪地域や上伊那地域北部の数箇所では延焼が想定される。緊急輸送道路で約 70 箇所、鉄道で約 300 箇所の被害が生じ、約 50 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 20～27%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 11 万人となる。

4 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）

糸魚川－静岡構造線断層帯は、日本列島のほぼ中央部に位置する、全長 140～150km の活断層帯で、北は長野県小谷村付近から南は山梨県富士川町付近に達し、北部、中部（牛伏寺断層を含む）及び南部の 3 つの区分からなる（地震調査委員会、1996）。

糸魚川－静岡構造線断層帯で発生する地震のうち、全体が 1 つの区間として活動する場合でマグニチュード 8.5 となる（文部科学省研究開発局ほか、2010）。この地震が発生した場合、長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。また既存の活断層に沿っては、中部では場所によっては上下変位を伴う横ズレが生じ、地面に横ズレや段差やたわみを生じる。そして北部では東側が西側へ、南部では西側が東側へ乗り上げるような最大数 m におよぶ地表の段差（ズレ）やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 5,600～7,100 人（観光客を考慮した場合）、全壊・焼失建物約 84,000～98,000 棟の被害が生じる。火災では特に冬 18 時の場合、揺れが大きかった各地域での延焼が想定される。緊急輸送道路で約 200 箇所、鉄道で約 900 箇所の被害が生じ、約 570 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 60～70%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 37 万人となる。揺れが強い範囲が新第三紀以降の新しい地層の山地に広がっていて、善光寺地震（M7.3 程

度)において生じた土砂災害による河川のせき止め・決壊による洪水被害と同様の被害が発生する可能性がある。

5 伊那谷断層帯(主部)の地震

伊那谷断層帯(主部)(長さ約79km、西側隆起の逆断層)で発生する地震のうち、全体として1つの区間として活動する場合はマグニチュード8.0となる(地震調査委員会,2007)。この地震が発生した場合、上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。また既存の活断層に沿っては、西側が東側へ乗り上げるような最大数mにおよぶ地表の段差(ズレ)やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約1,100~1,500人(観光客を考慮した場合)、全壊・焼失建物約16,000~18,000棟の被害が生じる。火災では特に冬18時の場合、伊那盆地の約10か所で延焼が想定される。緊急輸送道路で約80箇所、鉄道で約500箇所の被害が生じ、約130集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率(全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合)は全県で約23~29%と想定され、2日後の避難者(避難所外避難者も含む)は最大約10万人となるが、これらの被害は伊那市・駒ヶ根市を中心に、上伊那地域西部や飯伊地域西部の市町村に集中する。

6 阿寺断層帯(主部南部)の地震

阿寺断層帯(主部南部)(長さ約60km、左横ずれ断層)で発生する地震のうち、全体として1つの区間として活動する場合はマグニチュード7.8となる(地震調査委員会,2004a)。この地震が発生した場合、木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。(より強い揺れは岐阜県内で発生する。)地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約10~20人(観光客を考慮した場合)、全壊建物約140棟の被害が発生する。緊急輸送道路で約15箇所、鉄道で約70箇所の被害が生じ、約30集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率(全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合)は全県で約2~7%と想定され、2日後の避難者(避難所外避難者も含む)は最大約2,000人となる。

7 木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震

木曾山脈西縁断層帯(主部北部)(長さ約40km、北:東側隆起の逆断層、南:右横ずれ断層)で発生する地震のうち、全体として1つの区間として活動する場合はマグニチュード7.5となる(地震調査委員会,2004b)。この地震が発生した場合、上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。また既存の活断層に沿っては、北半分では東側が西側へ乗り上げるような最大数mにおよぶ地表の段差(ズレ)や地表面のたわみが生じ、南半分では場所によっては上下変位を伴う右横ずれが生じ、地面に横ズレや段差やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約240~390人(観光客を考慮した場合)、全壊・焼失建物約2,600~2,700棟の被害が発生する。緊急輸送道路で約40箇所、鉄道で約230箇所の被害が生じ、約40集落が孤立する可能性があります。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率(全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合)は全県で約11~18%と想定され、2日後の避難者

(避難所外避難者も含む)は最大約3万人となるが、これらの被害は伊那市・駒ヶ根市を中心に、上伊那地域西部や木曽地域東部の市町村に集中する。

8 境峠・神谷断層帯(主部)の地震

境峠・神谷断層帯(主部)(長さ約47km、左横ずれ断層)で発生する地震のうち、全体として1つの区間として活動する場合はマグニチュード7.6となる(地震調査委員会, 2006)。この地震が発生した場合、木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。また既存の活断層に沿っては、場所によっては上下変位を伴う左横ズレが生じ、地面に横ズレや段差やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約160~340人(観光客を考慮した場合)、全壊建物約2,000~2,100棟の被害が発生する。緊急輸送道路で約50箇所、鉄道で約250箇所の被害が生じ、約50集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率(全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合)は全県で約14~22%と想定され、2日後の避難者(避難所外避難者も含む)は最大約3万人となるが、これらの被害は木祖村・塩尻市を中心に、木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部の市町村に集中する。

9 想定東海地震

駿河湾の海底にある駿河トラフ(南海トラフの一部)は、フィリピン海プレートが北西にある陸側のプレートの下に向かって沈み込むプレート境界だが、このプレート境界を震源域として発生すると考えられている大規模な地震(マグニチュード8程度)が想定東海地震である(中央防災会議, 2001)。

この地震が発生した場合、飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約10~20人(観光客を考慮した場合)、全壊建物約60棟の被害が発生する。緊急輸送道路で約20箇所、鉄道で約70箇所の被害が生じ、約15集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率(全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合)は全県で約4~10%と想定され、2日後の避難者(避難所外避難者も含む)は最大約2,600人となるが、これらの被害は飯田市を中心に、飯伊地域や諏訪湖周辺に分散する。

10 南海トラフ巨大地震(基本ケース)

南海トラフ巨大地震は、フィリピン海プレートと陸側のプレートの境界である南海トラフ沿いで発生する巨大地震で、科学的に考えられる最大クラスの地震はモーメントマグニチュード9.0となる(内閣府, 2012)。この最大クラスの巨大地震のうち、基本ケースでは、過去の東海・東南海・南海地震と概ね同じ場所が強く揺れると設定している。

この地震が発生した場合、関東から西日本の太平洋岸では、揺れと津波による甚大な広域被害が発生している。長野県では、飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約20~40人(観光客を考慮した場合)、全壊建物約200棟の被害が発生する。緊急輸送道路

で約 35 箇所、鉄道で約 150 箇所の被害が生じ、約 3 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 11～16%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 8,000 人となるが、これらの被害は上伊那・飯伊・諏訪・松本地域に分散する。

1.1 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

南海トラフ巨大地震（基本ケース）と震源域は同じだが、このケースでは、特に強く揺れる場所をより内陸に近い場所に設定している（内閣府，2012）。基本ケースよりも震度が大きくなる。

この地震が発生した場合、関東から西日本の太平洋岸では、揺れと津波による甚大な広域被害が発生している。長野県では、飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度 6 弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 130～180 人（観光客を考慮した場合）、全壊建物約 2,200～2,300 棟の被害が発生する。緊急輸送道路で約 100 箇所、鉄道で約 450 箇所の被害が生じ、約 140 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 29～35%と想定されるが、より過酷な状況（他県の発電施設で被害が生じた場合等）では、内閣府（2013）で想定しているように全県で地震直後の断水率が約 56%、下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率が約 89%となる可能性も考えられる。2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は、最大約 6 万人となる。

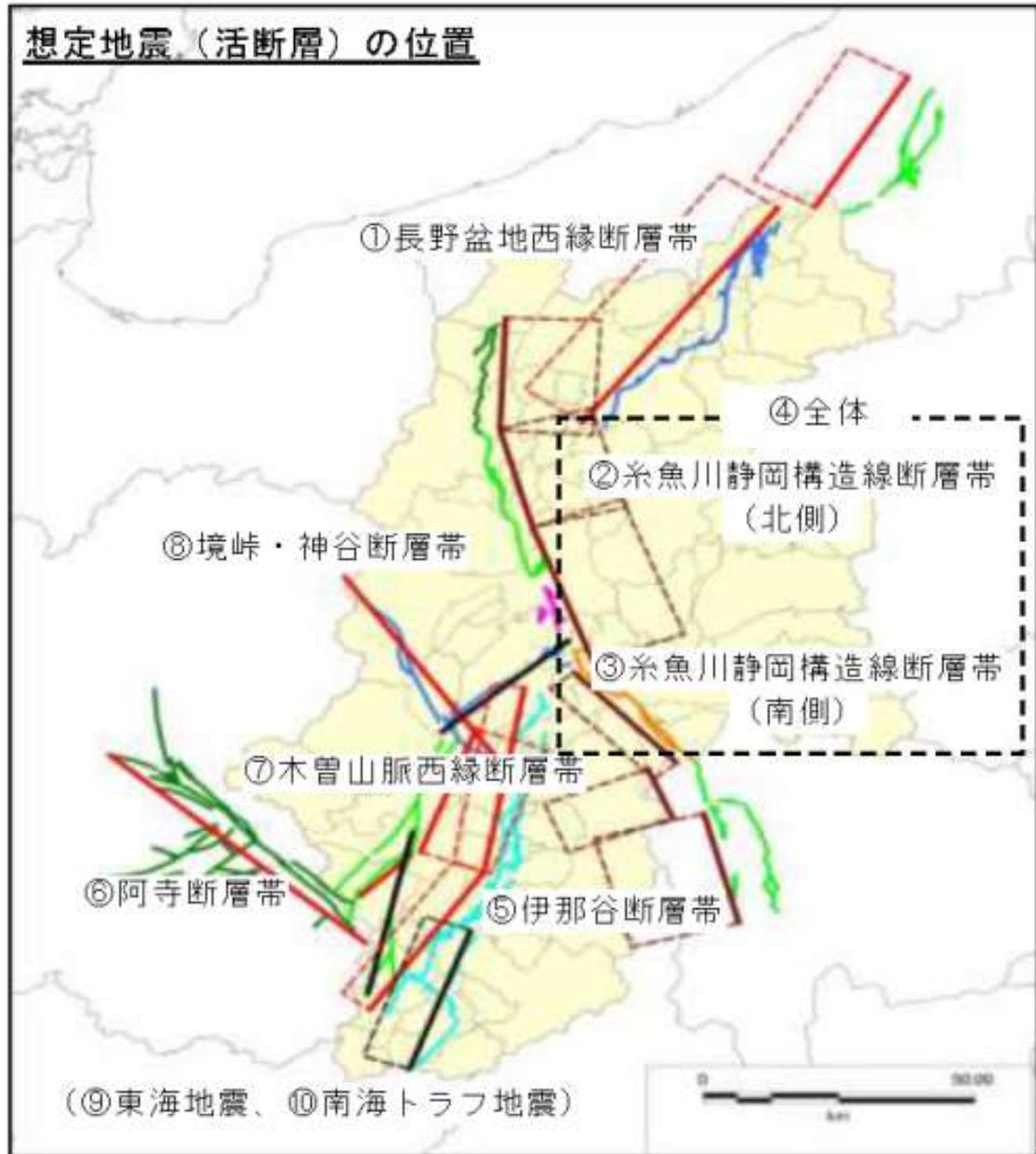
※気象庁マグニチュード (Mj) とモーメントマグニチュード (MW) について

断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード (Mj) を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (MW) を求めている。

想定地震の緒元

地震名	長さ (km)	マグニチュード		
		Mj	MW	
長野盆地西縁断層帯の地震 ①	58	7.8	7.1	
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体 ②	150	8.5	7.64
	北側 ③	84	8.0	7.14
	南側 ④	66	7.9	7.23
伊那谷断層帯（主部）の地震 ⑤	79	8.0	7.3	
阿寺断層帯（主部南部）の地震 ⑥	60	7.8	7.2	
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 ⑦	40	7.5	6.9	
境峠・神谷断層帯（主部）の地震 ⑧	47	7.6	7.0	
想定東海地震 ⑨		8.0	8.0	
南海トラフ巨大地震 ⑩		9.0	9.0	

想定地震（活断層）の位置



大町市の予測・想定結果一覧表

	糸魚川静岡構造線断層帯 (全体)	糸魚川静岡構造線断層帯 (北側)	糸魚川静岡構造線断層帯 (南側)	長野盆地西縁断層帯	伊那谷断層帯 (主部)	阿寺断層帯 (主部南部)	木曾山脈西縁断層帯 (主部北部)	境峠・神谷断層帯 (主部)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)
計測震度 (最大)	7	6強	4	6弱	5弱	4	4	5弱	5弱	5強	5強
液状化 危険度	低い	極めて低 い	極めて低 い	極めて低 い	極めて低 い	極めて低 い	極めて低 い	極めて低 い	極めて低 い	極めて低 い	極めて低 い
建物被害											
全壊・ 焼失棟数	2,230	170	0	30	0	0	0	0	0	0	*
半壊棟数	3,260	620	0	160	0	0	0	*	0	0	*
人的被害											
死者数	100	10	0	0	*	0	0	*	0	0	*
負傷者数	950	130	0	30	*	0	0	*	0	0	30
重傷者数	400	50	0	10	*	0	0	*	0	0	10
避難者数 (被災2 日後)	7,370	1,270	0	310	*	0	0	*	0	*	70
要配慮者 数(人)	800	140	0	30	*	0	0	*	0	*	10
ライフライン(被災直後)											
断水人口	26,860	15,560	0	7,710	*	0	0	60	0	*	3,100
下水道 支障人口	21,510	12,570	1,330	6,440	1,330	1,330	1,330	1,370	1,330	1,330	3,450
都市ガス供 給停止戸数	1,170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
停電軒数	13,620	7,480	0	3,810	*	0	0	30	0	*	1,590
物資不足(1日後)											
食料過不 足量(食)	4,570	10,880	11,520	11,390	11,520	11,520	11,520	11,520	11,520	11,520	11,520
飲料水過不 足量(リットル)	-57,370	-9,980	6,480	1,790	6,480	6,480	6,480	6,470	6,480	6,480	5,530
毛布過不 足量(枚)	-3,250	250	610	540	610	610	610	610	610	610	610

*わずか

(注)被害想定はそれぞれ被害が最大になる地震発生時の条件を考慮した場合を示す。

第2節 地震に強いまちづくり

(全部局)

第1 基本方針

市内における構造物、施設等について、防災基本計画、県の地域防災計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地震防災に関する事業計画等に基づく事業の推進を図り、地域性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを図る。

また、防災施設の整備にあたっては、大規模地震を考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 主な取組み

- 1 施設等への耐震性の確保や市域保全機能の増進等により、地震に強い市域を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成及び建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い地域づくり

(1) 現状及び課題

当市は糸魚川ー静岡構造線の上に位置し、急しゅんな地形、もろい地質とあいまって地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な市域の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から市域及び市民の生命・身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ 地すべり、崖崩れ防止等による土砂災害対策の推進及び、森林等の市域保全機能の維持推進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性の確保に努める。

エ 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略等を踏まえ、減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関及び市民等と一体となった効果的、効率的な地震防災対策を推進する。

オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

少子高齢化や危険地域への居住地の拡大、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化し、地震に強い都市構造及び建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 地震に強い都市構造の形成

- (ア) 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- (イ) 幹線道路や都市公園、河川等骨格的な都市基盤の整備等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。
- (ウ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。
- (エ) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災のまちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- (オ) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

イ 建築物等の安全化

- (ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に努める。
特に、市有施設のうち、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる公共施設等について、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具等の非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。
- (イ) 建築物の耐震性の確保を促進するため、基準遵守等の指導に努める。
- (ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (エ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- (オ) 道路に隣接するブロック塀を、生垣等の倒壊の危険性の少ないものへの変更を誘導する。
- (カ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (キ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

ウ ライフライン施設の機能の確保

- (ア) ライフラインの被災は、安否確認や市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。
- (イ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

エ 地質、地盤の安全確保

- (ア) 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関において十分連絡・調整を図る。
- (イ) 個人住宅等の小規模建築物については、地質、地盤に対応した基礎構造等を採用するよう普及を図る。
- (ウ) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災の原因となる恐れのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、耐震性の確保や緩衝地帯の整備を図るとともに、防災訓練の積極的な実施を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

- (ア) 被災時の対応を迅速かつ的確に行うための備えを平常時より十分行い、職員及び市民個人個人の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る
- (ウ) 民間企業等を含む関係機関との協定を締結する等の連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるよう努める。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。
- (エ) 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (オ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (カ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (キ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (ク) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制

(危機管理課、情報交通課)

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を講じることが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備と、情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市・県は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。市、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めることが必要である。

(2) 実施計画

ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施することとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

ウ 公共施設（情報センター、学校、公民館等）を情報通信の拠点としたネットワークの活用を図る。

エ 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

オ 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

カ 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用する。

キ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーション等の情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

ク 意見聴取・連絡調整のため、災害対策本部等に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

市・県は平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情

報等の共有化と市民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり、使用不能となるケースがあった。災害対策において、情報収集は欠かせない前提条件であり、情報通信手段を多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア 防災行政無線については、機器の定期的な検査等を行い円滑な通信の確保を図る。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により、情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。

エ 通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、震災時を想定した非常通信訓練を行う。

オ 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

カ 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

キ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

ク NTT 東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時有線電話等を効果的に活用するように努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

第4節 活動体制

(危機管理課、企画財政課)

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が必要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員の配置活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

災害等による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

イ 職員の非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制を検討する。

ウ 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備促進及びマニュアルに基づく訓練を実施する。

エ 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

オ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに、組織間の応援協力体制が必要である。

現在、市及び県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営によ

り、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

災害対策基本法第16条に基づき大町市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画に基づき対策を実施する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する防災機能の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等、非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する防災機能の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合を想定し、防災中枢機能の復旧、代替機能の確保体制の構築を図る。

(ア) 災害対策本部が被災し機能しない場合の代替施設の確保策を検討する。

(イ) 市有施設の診断を行い、必要に応じ改修、整備を行う。

イ 長期間の停電や、通信途絶を想定した設備の整備、強化を検討する。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対策が困難となる可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等の可能性に留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、早期の外部への支援の要請についても検討する。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

- ア 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- イ 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保とともに、定期的な教育・訓練・点検等を通じた経験の蓄積や、計画の評価・検証等を踏まえるとともに、状況の変化等に応じた計画や体制の見直しを行う。
- ウ 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第5節 広域相互応援

(危機管理課、北アルプス広域消防本部)

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村により締結されている相互応援協定に基づき、応援体制の確立を図る。
- 3 県内全消防本部による消防相互応援体制の確立を図る。
- 4 姉妹都市等との相互応援協定の締結を進める。
- 5 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 6 県と市が一体となり他都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連携体制整備

(1) 現状と課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備を図る。

(2) 実施計画

- ア 広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- イ 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。
- ウ 災害の規模や被災地の要望に応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。
- エ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- オ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- カ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、あらゆる災害に対応できるよう相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 県市長会及び県町村会と連携し、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく相互応援体制の確立を図る。

なお、本市は相互応援協定に定められた大北ブロックの代表団体である。

イ 相互応援協定に基づき実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。

ウ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

エ 本市は相互応援協定における代表団体であるため、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月に締結された。

また、大規模災害時に、上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

4 他の都市間との相互応援協定

(1) 現状及び課題

姉妹都市間の相互応援協定については、平成7年4月に東京都立川市と、同年8月に富山県氷見市と締結している。

災害時相互応援協定については、平成24年4月に富山県立山町、同年7月に三重県鳥羽市と締結している。

また、県では全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」、中部圏知事会を構成する9県及び名古屋市による「災害時等の応援に関する協定」並びに新潟県、山梨県、静岡県と「中央日本四県（新潟県・山梨県・長野県・静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」を締結している。

また、県では新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」及び富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県と「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」を締結している。

これらの協定により、近隣県・市との相互応援体制が整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との間の協定締結を検討する必要がある。

(2) 実施計画

ア 各相互応援協定に基づき、平常時からそれぞれの連携を強化し、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急対策が実施できるよう努める。

イ 迅速かつ円滑な支援の受入れができるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。

ウ 広域避難が実施された場合を想定し、避難所、応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。

エ 相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との間の協定締結を検討する。

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する。

(2) 実施計画

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。

また、共同で訓練等を行う等平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

6 県と市町村が一体となった他都道府県の被災地への応援体制整備

(1) 現状と課題

被災県等への応援体制については、県と市町村間で締結されている「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」により整備されているが、実際の活動にあたっては、県との連携強化が必要である。

(2) 実施計画

あらかじめ応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制を定める。

また、県との連携を強化するため、平常時から共同で訓練等を実施し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

7 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい地震災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受入れるため、広域防災拠点として選定した松本空港及び松本平広域公園周辺他について、整備、運用等を県、市町村及び関係機関が調整する必要がある。

また、松本空港及び松本平広域公園周辺他だけでなく、他の広域防災拠点の必要性についても検討を行う必要がある。

さらに、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となる周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点を、あらかじめ関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

ア 大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

イ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療

(危機管理課、市民課、市立大町総合病院、北アルプス広域消防本部)

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関の被災状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の推進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制の整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法を確立する。
- 3 災害拠点病院である市立大町総合病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

令和8年2月1日現在、北アルプス広域消防本部が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車、高規格救急自動車等13台であり、北アルプス広域消防計画の消防力整備計画に基づき増強、更新されている。なお、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の増強整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 北アルプス広域消防本部との連携により、災害時において迅速かつ的確な救助・救急活動ができる体制を確立する。

イ 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対し、これらを使用して、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に防災訓練等を実施する。

ウ 大規模地震など、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

2 医療資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43

品目を県下13か所に、衛生材料24品目を県下6か所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。

また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき医療ガスが確保されているほか、日本赤十字社、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下2か所の血液センターに常時備蓄している。

災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置付けが必要となる。

(2) 実施計画

ア 市における備蓄医薬品等の品目・数量について、災害時に対応できる適正品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。

イ 市立大町総合病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。

ウ 被害が広範囲にわたり、他市町村から医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他市町村が被災し、本市からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する体制整備を図る。

エ 市立大町総合病院に備蓄する医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。

オ 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に厚生労働省から災害拠点病院の整備方針が示され、県では地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定するとともに、基幹災害拠点病院を指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

災害拠点病院の指定を受けている市立大町総合病院については、段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者が見込まれることから、県では、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学医学部附属病院ドクターヘリ格納庫に設置することとした。

(2) 実施計画

ア 市立大町総合病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

イ 市立大町総合病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）による支援体制や中期的な活動ができる体制を確保する。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）等の充実強化や実践的な訓練を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

- ウ 関係機関による合同訓練を実施し、中長期的な医療への引継ぎ及び慢性患者の搬送引継ぎについて円滑な引継ぎや搬送体制を確立する。
- エ 航空搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送等の災害発生時における救急医療体制の整備を図る。

4 消防、医療及びその他関係医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害状況や患者の受入れ体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化について、事前に連絡体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受け入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にするよう努める。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと予想されるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成と任務

(カ) 消防団の活動要領

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連絡

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の搬送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定める。

ウ 災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

エ 関係機関の協力を得て、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

第7節 消防・水防活動

(危機管理課、建設課、農林水産課、北アルプス広域消防本部)

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防力等の整備及び活動体制の整備等について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるよう、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

令和7年2月1日現在の本市の消防体制は、消防署数1、消防職員数52人、消防団数1、消防団員数459人である。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び市民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市における消防計画の策定、修正及び計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

大規模災害発生後または発生する恐れがある場合において、消防機関が迅速かつ効果的に活動できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動に万全を期する。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

(ア) 消防団員等の人員の確保

発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、以下の対策を実施し人員の確保を図る。

- a 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。
- b 地域住民と消防団員の交流を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。
- c 消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

(イ) 広域消防体制の推進

消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態、及び防火水槽が損壊する事態等が想定されることから、耐震性防火貯水槽の整備、河川、農業用排水路等の自然水利及びプール、ため池等の活用による消防水利の多様化を図る。

ウ 消防団の育成及び強化

発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるため、消防団総合整備事業等を活用した消防団施設・装備、処遇の改善、教育訓練体制の充実等により消防団員の士気高揚及び初期消火、誘導體制の整備を図る。

エ 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

オ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害発災初期における消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、自主防災組織等の機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

カ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

a 可燃物と酸化剤の混合による発火

b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(エ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(オ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本市は、西方の北アルプスを源流として、山体を侵食し流下する高瀬川、籠川、鹿島川、乳川等の河川によって形成された扇状地となっており、また、市の東部を流れる犀川には当地域を含む松本平の河川の水が全て流入している。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 水防組織、水防団（消防団）の確立・整備

イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材の備蓄のほか、次に掲げる事項

(ア) 重要水防区域周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

(イ) 緊急時に使用できる民家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備

ウ 通信連絡系統の整備、警報等の市民への伝達体制の整備

エ 平常時における河川等の水防対象箇所の巡視

オ 河川ごとの水防工法の検討

カ 居住者への立ち退きの指示体制の整備

キ 洪水時等における水防活動体制の整備

ク 他の水防管理団体との相互応援協定

ケ 浸水想定区域に指定された区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の策定及び洪水予報等の伝達体制の整備

コ 浸水想定区域内にある主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で、洪水時に避難の必要が認められる施設、大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設等の名称及び所在地を定めるとともに、施設の洪水予報等の伝達体制を整備する。

サ 水防計画の策定

シ 水防機関の整備

- ス 水防協議会の設置
- セ 水防訓練の実施（年1回以上）
- (ア) 水防技能の習熟
- (イ) 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- (ウ) 災害時の避難誘導計画
 - ソ 水防計画の策定にあたっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。
 - タ 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制、避難誘導、避難の確保を図るための施設整備、防災教育・訓練、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
 - チ 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告。

第8節 要配慮者支援

(福祉課、観光課、危機管理課、市立大町総合病院、北アルプス広域消防本部)

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、市及び県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年、社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例があり、土砂災害や浸水被害が発生する恐れのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅の要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援・協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等を整備するとともに、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化等による防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、浸水想定区域内等の配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務である。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、名簿作成が義務付けられ、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための事項について定める。

(ア) 避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）

- a 北アルプス広域大町消防署
- b 大町警察署
- c 民生児童委員

- d 大町市社会福祉協議会
- e 自主防災組織
- f 消防団
- g 地域包括支援センター

(イ) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- a 介護保険法の規定により要介護認定3～5を受けている者
- b 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
- c 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳A以上を所持する知的障がい者
- d 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- e 75歳以上の高齢者のみの世帯（75歳以上の単身者含む。）
- f 市長が避難支援等の必要を認める者
- g 前各号以外で自主防災会組織等が支援の必要を認める者

(ウ) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

大町市個人情報保護条例第10条2項2に規定する利用及び提供の制限により、以下の台帳により実施する。

- a 介護保険受給者台帳
- b 身体障害者手帳交付台帳
- c 療育手帳交付台帳
- d 精神保健福祉手帳交付台帳
- e 地域が行う避難行動要支援者情報の収集（自主防災会組織等が支援の必要を認める者）

自主防災組織等は、日頃の活動等を通じて、また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの協力を得て、地域において支援が必要な者の情報を入手する。

(エ) 名簿更新に関する事項

- a 市は、住民の転入・転出、死亡、介護認定、身体障害者手帳等の事務又は避難支援等関係者及び関係部局が入手した情報を基に、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- b 避難行動要支援者名簿の更新情報については、避難支援等関係者に更新した情報を提供（年1回）する。

(オ) 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる事項

- a 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- b 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- c 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- d 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- e 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

f 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結するものとする。

(カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができる通知又は警告の配慮

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、様々な情報伝達手段を確保し、避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報を提供する。

また、発令された避難準備・高齢者等避難開始等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

(キ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とする。

避難行動要支援者に同意を確認する際は、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」を説明する。

また、避難行動要支援者名簿に掲載し、避難支援等関係者がその情報を共有しているが、「必ず避難支援者等関係者が来て、助けてくれること」を保証するものではないということをあらかじめ理解されるよう説明する。

イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や、避難支援を必要とする事由を適切に反映するため定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

避難行動要支援者以外の要配慮者についても、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合いにより、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、所在及び、災害時における保健福祉サービスの要否等の状況把握とともに名簿を整備し、災害発生時には、避難行動要支援者以外の要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。

なお、居宅で人口呼吸器等を日常的に用い、(概ね4時間以上)の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

ウ 個別避難計画作成の努力義務

地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮

者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成する。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

エ 避難行動要支援者名簿の提供

地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な機関や団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等の実施を一層図るとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくとも平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際して本人の同意を要しない。

オ 要配慮者支援計画の作成

地域における災害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援計画の作成に努める。

カ 福祉避難所等への移送

市は、避難行動要支援者の重度化や合併症の予防の観点から、医師、看護師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、特別な配慮を必要とする場合が生じたときは、家族や福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関と連携を取りながら、移送の協力を行うとともに心身の状態等に配慮した生活の確保を図る。

キ 個別避難計画の事前提供

地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ク 避難行動要支援者への配慮

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

ケ 地区防災計画との調整

地域防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害の発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるた

めの防災教育や防災訓練の充実強化等、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う。

(2) 実施計画

ア 指定避難所の整備

災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等による要配慮者に配慮した施設整備を推進するとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 防災教育・訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ウ 受援体制及び応援体制の整備

災害発生時に他の地方公共団体に応援を要請する場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

また、他の地方公共団体で災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な専門職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両、資機材等について、速やかに応援出動等に対応できる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

エ 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の設置を促進する。

オ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意する。

カ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意する。

キ 支援協力体制の整備

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認及び、避難誘導、情報提供、救護・救援対策、緊急受入れ等、地域ぐるみの支援・協力体制の確立に努める。

ク 要配慮者利用施設が実施する計画

(ア) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努める

とともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行う。

(イ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力する。

(オ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、大北医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。

(カ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。

(キ) 医療機関においては、県、市及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任

者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

3 要配慮者利用施設の対策

(1) 現状及び課題

要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分留意し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備や、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育、防災訓練の充実強化等、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、入院している患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア 非常災害時の整備

社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

イ 防災設備等の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の生活維持に必要な最低限度の食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品を備蓄するよう指導する。

要配慮者利用施設の管理者は、指導に基づき適切な措置を講ずる。

ウ 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者等に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図り、施設利用者の態様に応じた支援・協力体制の確立に努めるよう指導する。

要配慮者利用施設の管理者は、指導に基づき適切な措置を講ずる。

エ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者等に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や、災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

要配慮者利用施設の管理者は、指導に基づき適切な措置を講ずる。

オ 受援体制及び応援体制の整備

災害発生時に他の要配慮者利用施設に対し、応援を要請する場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

また、要配慮者利用施設の管理者等に対し、他の要配慮者利用施設で災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両、資機材等について、速やかに応援出動等に対応できる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

要配慮者利用施設の管理者は、指導に基づき適切な措置を講ずる。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

カ 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全が円滑に確保されるよう指導する。

キ 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送や、医師・看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等、応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

ク 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ケ 市立大町総合病院及び医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿い、実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等、緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品・医療用資機材等の備蓄等による防災体制の強化を図る。

コ 市立大町総合病院及び医療機関においては、災害発生時に他の医療機関に対し、応援を要請する場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

また、他の医療機関で災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等について、速やかに応援出動等に対応できる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

サ 日本赤十字社長野県支部大町市地区、（一社）大北医師会等は、県の指導に沿って、各関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ各関係機関等と調整する。

タ 要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。

4 外国籍市民、外国人旅行者、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍市民等については、地理の不案内や、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違い等から、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずる恐れがあるため、外国籍市民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の表示や、防災意識の普及とともに、自らが災害への対応能力を高めていける防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の異なる外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所、経路等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 外国籍市民、外国人旅行者への情報提供体制の整備
関係機関・団体と連携し、外国語によるインフォメーション等、外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備に努める。
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知
外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対し指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、簡明かつ効果的な標識等を整備するとともに、多言語化を推進する。
- ウ 防災教育・防災訓練の実施
外国語による啓発資料の作成や、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進を通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。
- エ 受援体制及び応援体制の整備
災害発生時に他の地方公共団体に対し、応援を要請する場合に備え、あらかじめ他の地方公共団体に対し連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。
また、他の地方公共団体で災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等に対応できる体制を整備する。
- オ 観光客の安全対策の推進
関係機関・団体と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。
- カ 外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備
市内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、市域全体による情報収集、連絡体制や避難誘導體制等、外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。
- キ 外国人旅行者の安全対策の推進
旅館、ホテル等、観光関連事業者と連携して、外国人旅行者にも対応した災害時における対応マニュアルを作成するよう努める。

5 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内等の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内等に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内等に立地している要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備を連携して支援するとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとり、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等の訓練を実施する。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

なお、浸水想定区域等の指定があったときは、想定区域等ごとに、情報の伝達方法、指定緊急避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定め、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

第9節 緊急輸送

(危機管理課、建設課)

第1 基本方針

大規模災害発生時には、緊急救助活動、消火活動、各種の救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが重要とされることから、緊急輸送について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による輸送に対する障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 ヘリコプター、トラック輸送等について、災害時の輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路の確保

(1) 現状及び課題

本市の道路は幹線道路が比較的少なく橋梁が多く、また、生活道路は狭隘な箇所が多いため、緊急交通路の複数確保が困難な状況にあることから、既存の道路の防災対策を促進するとともに、災害時には適切な交通規制により、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制の整備を図る。

(2) 実施計画

- ア 警察署と協議のうえ、地域の実情に合った交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合や、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」の交通確保について配慮する。
- イ 緊急輸送のための道路を確保するため、あらかじめ確保すべき道路を指定し、計画的な整備に努める。選定条件は次のとおりとする。
- (ア) 隣接する市町村と接続する幹線道路
 - (イ) 避難地、避難施設等に接続し、応急対策を実施するうえで重要な道路
 - (ウ) 病院等主要な公共施設、防災関係施設等に接続する道路
- ウ 緊急輸送道路の確保のため、国、県と密接な調整を行うとともに、幹線道路への防災対策を実施し、災害に強い道路整備に努める。
- また、建設業組合等の協力を得て、あらかじめ道路上の障害物除去等を実施し、輸送道路の確保に努めるとともに、その体制整備に努める。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

(1) 現状及び課題

大規模災害の発生時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況には、ヘリコプターを活用し、効率

的な体制により実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 災害対策用ヘリポートを最低1か所以上指定する。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を選定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが近隣又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

イ 地域内物資輸送輸送拠点を最低1か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

なお、選定に際しては、本市が被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定する。また、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便性を考慮する。

ウ 物資輸送拠点及び拠点ヘリポートとして、次のとおり指定し、市民に周知徹底を図る。

物資輸送拠点1	大町運動公園
物資輸送拠点2	八坂支所
物資輸送拠点3	美麻支所
拠点ヘリポート1	観音橋西
拠点ヘリポート2	八坂小中学校そよかぜ校舎グラウンド
拠点ヘリポート3	美麻小中学校グラウンド

3 輸送体制の整備

(1) 現状及び課題

大規模災害の発生時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等の末端部への輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保し輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を想定して、ヘリコプター等を活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア ヘリコプターの活用について関係機関と調整を行い、災害発生に円滑な運用を図る。

イ 市内の輸送業者と連絡を密にして、災害時の協力体制を確立する。

ウ 輸送事業者等の緊急輸送に係る調整業務等への参加や、物資輸送拠点での主体的な業務の実施と、運送事業者等の施設を活用する体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

エ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の発注方法の標準化を図る。

オ 物資の輸送拠点となる民間施設等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に対する支援をするとともに、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の提供を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

カ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

4 緊急通行車両等の確認

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。

一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地において活動を開始できるよう、緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出車両についての確認を完了しておく。

(2) 実施計画

発災時の円滑な交通規制と、緊急通行車両等輸送を確保するため、災害時における緊急通行車両等の事前届出車両についての確認体制を確立する。

第10節 障害物の処理

(危機管理課、建設課、農林水産課)

第1 基本方針

道路の法面や沿道建築物の崩壊、河川の決壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木等により、道路は通行が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急復旧活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう、応急対策について関係機関と事前に協議する等災害の発生に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等、各種機械とともに操作員が必要であるため、あらかじめこれらの要員を確保する必要がある。

緊急輸送道路として確保すべき市道、農道、林道等の障害物除去体制について関係機関と事前に対応を検討する。

(2) 実施計画

ア 緊急輸送道路とされている基幹市道等について、速やかな障害物除去体制の整備を事前に検討する。

イ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び関係機関と事前に対応を協議する。

ウ 北アルプス森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

エ 大町市建設業組合等との「災害時における復旧協力に関する協定」に基づき、災害時の障害物等の迅速な応急対策体制を確立しておく。

オ レッカー車、クレーン車等を保有する業者と、各種特殊車両操作員の状況を把握し、災害時における協力を要請する。

カ 応急対策等による排除物件の保管場所を確保する。

キ 集積、処分場所について、地権者・管理者等と協議し、あらかじめ選定する。

第11節 避難の受入活動

(全部局)

第1 基本方針

災害の発生時には、行政、市民及び防災関係機関が一体となり被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼等により、被害が拡大する恐れがあり、生命に危険が及ぶ場合には、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

こうした事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を実施するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅行者(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠(T:トイレ(衛生)、K:キッチン(食事)、B:ベッド等(睡眠))に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者及び帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を事前に指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅等の確保を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画を策定する。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要となる。

特に、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

(ア) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(イ) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(ウ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(エ) 地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう

「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。
(オ) 予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供する。

イ 災害発生時に市の公共施設においては、建物の破損、火災等の発生が予想され、職員以外に多数の利用者も想定されることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定する。

ウ 要配慮者が利用する施設について、施設利用者個々の対応に応じた避難計画を策定する。

エ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

(ア) 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

(避難指示については第2章第11節を参照)

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

(エ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- a 給食措置
- b 給水措置
- c 毛布、寝具等の支給
- d 衣料、日用品の支給
- e 負傷者に対する救急救護

(オ) 指定避難所の管理に関する事項

- a 避難の受入中の秩序保持
- b 避難住民に対する災害情報の伝達
- c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- d 避難住民に対する各種相談業務

(カ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- a 平常時における広報
 - (a) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (b) 市民に対する巡回指導
 - (c) 防災訓練等
- b 災害時における広報
 - (a) 広報車による周知
 - (b) 避難誘導員による現地広報
 - (c) 住民組織を通じた広報

c 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まる方が安全な場合等には、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

オ 避難行動要支援者対策

平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等の実施を一層図る。

カ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に対して正確な情報伝達ができるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(3) 市民が実施する計画

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次の事項について話し合い、あらかじめ家族内の役割分担を決める。

- a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
 - (a) 指定緊急避難場所への立退き避難
 - (b) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
 - (c) 「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)
- b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- c 家の中でどこが一番安全か
- d 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか
- e 救急医薬品や消火器等の点検
- f 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
- g 指定緊急避難場所及び指定避難場所、避難経路はどこか
- h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
- i 昼間の場合又は、夜間の場合の家族の分担

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身に付ける。

(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるよう備える。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合には、市民等の安全を確保し、緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害の危険が切迫した緊急時において、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を

踏まえ、その管理者の同意を得て、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。

イ 指定緊急避難場所は、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に、危険を及ぼす恐れのない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ウ 市内全域が被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に便利な場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議する。

エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

オ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するための適切な施設を指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 指定避難所については、避難者を滞留するための適切な規模を有し、速やかに被災者等の受入れが可能な構造又は設備を有する施設とし、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

イ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

ウ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- エ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- オ 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- カ 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- キ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ク 市内全域が被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に便利な場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難所の相互提供等について協議する。
- ケ 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- コ 避難所の感染症対策については、第2章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- サ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- シ テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。
- ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガス等の常設に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- セ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

ソ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

タ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求める。

チ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

ツ マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

テ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ト 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

ナ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

ニ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ヌ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供、又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 利用可能な市営住宅等を把握し、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ及び、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地について、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図り適地を確保する。なお、学校の敷地を定める場合には、学校教育活動に十分配慮する。

- エ 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅の供給方法等について、県と連携した体制の整備を図る。
- オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- カ 周辺の被災市町村に対して、利用可能な市営住宅等の情報が提供できる体制を整備する。

5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

(1) 現状及び課題

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送る事ができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

(2) 実施計画

ア 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

イ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

ウ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

6 学校等における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校（以下「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策を実施することから、学校等の長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定める必要がある。

(2) 実施計画

ア 学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく安全に避難させ、安全を確保するために、個々の立地条件等を考慮し、学校等の実態に即し、避難の場所、避難経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てる。

(ア) 防災計画の作成

- a 学校等の長は、災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に児童生徒等の安全を確保するため、市、消防署、警察署その他関係機関と十分協議のうえ防災計画を作成する。
- b 学校等の長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに市教育委員会等に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、次の事項を定める。
 - (a) 災害対策に係る防災組織の編成
 - (b) 災害に関する情報の収集と学校等、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 市、市教育委員会、消防署、警察署その他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
 - (l) 避難場所等の開設への協力（施設、設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する地震防災上の教育及び保護者に対する広報
 - (o) 災害後における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校等の長が必要とする事項
- (イ) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は次の事項に留意するとともに、定期的に行う。

 - a 日常的に児童生徒等が利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、災害の作用によりどのような破損につながりやすいか。
 - b 非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備は安全か。
 - c 設備や備品等の設置方法・場所が適切か、転倒、落下等の防止の措置がされているか。
- (ウ) 施設の防火管理

二次災害を防止するため、施設の防火管理に万全を期する。

 - a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等、火気使用場所及び器具とともに、消火用水や消火器等について点検する。
 - b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を綿密に点検する。
- (エ) 避難誘導
 - a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導等の方法」の作成にあたっては、次の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準及び学校等や教職員の対処、行動を明確にする。

- (b) 全教職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時にも対応できるものとする。
- (オ) 私立学校等に対する指導
幼稚園等、私立の学校等については、公立学校等の対策に準じて整備するよう指導する。

第12節 孤立防止対策

(危機管理課、市民課、福祉課、建設課、農林水産課、観光課、北アルプス広域消防本部)

第1 基本方針

本市は市域の87%が森林地域で、その間を高瀬川、鹿島川、竈川等の河川をはじめ数多くの河川が谷を刻みながら流れている。また、中山間部には小集落が点在していることから、被害の状況によっては一部地域が孤立する恐れが高いため、その防止対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地区を予測し、住民と行政機関等との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確保に努める。
- 2 孤立が想定される地区に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等について迂回路確保に配慮した整備を促進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立想定地区ごとに避難所となり得る公民館・集会施設等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地区内での生活が維持できるよう、地域住民が各自食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

本市では、NTT等の通常の通信回線のほか、情報伝達手段として、支所、保育園、学校、公民館等の公共施設については地域イントラネットを配備するとともに、ケーブルテレビやデジタル同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）を整備し、全市的な通信ネットワークを確保している。しかし、発災に伴い、一部地域では部分的に通信が途絶える恐れもあるため、それらを解消するため、施設・設備の充実に努める必要がある。

(2) 実施計画

- ア 平常時から行政防災無線の通信訓練、機器の保守点検等を定期的実施し、災害時の円滑な運用体制を確保する。
- イ NTT孤立救済無線電話の応急設置等、協力体制の確立を図る。
- ウ アマチュア無線クラブ等との協力確保について、体制の確立を図る。
- エ 孤立する可能性のある集落等に対して、衛星通信等の非常時通信手段の整備について検討する。
- オ NTT東日本株等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

本市の道路は、急しゅんな地形を切り開いて道路が建設されている箇所も多いことから、その全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実情である。従って、主要路線の優先的な整備と、複線化の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 代替路線の無い路線を優先して災害予防対策を推進する。

イ 迂回道路としての林道・農道の整備を推進する。

(3) 市民が実施する計画

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生した場合に、孤立地区が発生する可能性が高い地域については、平常時からその地域の実態等を把握するとともに、孤立が発生した場合には、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。

(2) 実施計画

ア 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、市民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域の把握に努める。

イ 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握する。

ウ 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握する。

(3) 市民が実施する計画

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状と課題

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急や救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間を要することが予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア 全地区における自主防災組織結成を更に推進する。

イ 災害時の活動要領について、啓発指導を行う。

ウ 活動用資機材を整備充実する。

(3) 市民が実施する計画

孤立が予想される地域の住民は、自主防災組織に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が想定される地区毎に避難所となる施設を最低1か所以上整備するとともに、被災しないよう施設の安全性の向上に配慮する必要がある。

(2) 実施計画

孤立が想定される地区の公民館等の実態を把握し、避難所未設置地区の解消と、老朽施設の更新に努める。

6 備 蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、次節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時には、家屋等に被害を受けた市民に対し、最優先に救護活動を実施することに鑑み、市民個々の直接の被災が比較的軽く、道路の寸断により孤立するという事態では、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について市民各自が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

食料品等の分散配置に留意する。

(3) 市民が実施する計画

ア 孤立が予想される地区の住民は、平常時から最低1週間分の備蓄を行うものとする。

イ 観光・宿泊施設等においては、孤立した観光客等の滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達

(危機管理課、福祉課)

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で、食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間（孤立予想地域にあつては最低1週間。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量の備蓄をする。

また、市は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「市の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

第2 主な取組み

- 1 市民が発災直後から最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度を、市民自ら備蓄するよう十分周知啓発する。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- 4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。
- 5 平時から訓練を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第3 計画の内容

1 食料品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の備蓄、調達については、市民は自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄、調達の必要量、方法等に計画を策定し、実施する。

また、現物備蓄にあつては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 平成25、26年度に県が実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、調理が容易で食器具等が付属した食料品

- を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。
- イ 非常用食料については、防災備蓄倉庫等に保管し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行い必要に応じて更新する。
 - ウ 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定に基づき、備蓄物資に関する情報交換を行うとともに、供給が受けられる体制を整備する。
 - エ 市と県の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。
 - オ 市民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。

（3）市民が実施する計画

自らの安全は自らが守るという防災の基本どおりに、家庭においても備蓄食料等が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

なお、備蓄する食料は、例として乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等、調理の不要なものが望ましい。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、それぞれの世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

2 食料品等の供給計画

（1）現状及び課題

備蓄食料については、地域の特性、人口規模等に即し、市町村の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

災害時に調達した食料や、備蓄食料を市民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

（2）実施計画

ア 備蓄食料及び協定等により調達した食料を市民に供給するための体制を整備する。

イ 食料供給を円滑に実施できるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第14節 給水

(上下水道課)

第1 基本方針

災害時の被災を最小限に食い止めるため、災害に強い水道施設の整備を進め、災害に対する安全性の確保を図るとともに、給水車、給水タンク等の資機材の整備推進に努め、安定的な飲料水の供給に備える。

必要に応じ、被災していない他市町村や応援協定に基づく事業者による応急給水活動により飲料水の確保に努める。

また、市は、水の備蓄において、「市の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保を図るとともに、緊急遮断弁の設置や、ろ水器の配備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄、調達体制の整備を図る。
- 2 給水車両等、応急給水資機材の整備充実に努め、飲料水等の供給体制の確立を図る。
- 3 応急給水応援の受入れ体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

水源からの送配水管等に相当の被害が発生した場合においても、水源自体は一部の濁水被害に留まるものと考えられる。そこで、送配水管等の応急復旧までの間、被災住民への飲料水等の供給、及び緊急医療や給食活動等への水道水の供給を迅速に行うため、飲料水等の給水体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

- ア 配水池等の容量の増強や、緊急遮断弁の設置等、施設の災害に対する安全性の確保を促進する。
 - (ア) 予備水源、予備電源の確保を図る。
 - (イ) プール等の飲料水以外の貯水状況を把握する。
 - (ウ) アルプスウォーター株式会社、コカコーラ株式会社、AW・ウォーター株式会社、株式会社安曇野ミネラルウォーターと締結した協定に基づく連携の強化を図る。
 - (エ) 県が実施する事項に対する協力を行う。
 - (オ) 市民が実施する事項への支援を行う。

(3) 市民が実施する計画

- ア ボトル容器等による飲料水の備蓄に努める。
- イ ポリタンク等給水用具を確保する。
- ウ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

- エ 自治会等を中心とした応急給水の受入れ体制を整備する。
- オ 風呂の残り湯の活用を習慣づける。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

本市には給水車、車載用給水タンク、ポリタンク、飲料給水ポリ袋、水浄化装置が整備されており、緊急時にはこれらの資機材を活用して給水を行う。また、市独自での供給が困難な場合には、災害時相互応援要綱（県水道協議会策定）により他市町村からの支援を受けて供給を行う。

しかし、大規模災害等により被害が広域にわたる場合には、相互の応援が困難になり、給水車両等の不足も予想される。

(2) 実施計画

- ア 給水車両の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。
- イ 給水源の確保とともに、供給量の見直しを行う。
- ウ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行い、給水体制に反映する。
- エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、飲料水給水ポリ袋等の備蓄の増強に努める。

第15節 生活必需品の備蓄・調達

(危機管理課、福祉課)

第1 基本方針

災害時には、生活物資の喪失や流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備え次に掲げる品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具（タオルケット、毛布、エアーマット、段ボールベッド等）
- 衣類（作業着、下着、靴下等）
- 炊事道具（なべ、卓上コンロ、包丁等）
- 身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- 食器等（茶わん、はし、ほ乳びん等）
- 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、簡易トイレ、組立式トイレ、トイレトイレットペーパー等）
- 暖房機材（ストーブ、灯油、ガスボンベ、マッチ等）
- その他（テント、懐中電灯、携帯ラジオ等）

(必要量)

最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、市の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

また、市は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレトイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「市の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

第2 主な取り組み

- 1 地域の実情に応じて、備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して災害時に備えた備蓄について普及・啓発に努める。
- 2 市内流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能量の把握に努め、調達体制の整備を図る。
- 3 災害時における生活応急物資調達に関する協定の締結先を拡大し、応急物資等の調達体制の強化を図る。

第3 計画の内容

- 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保は、市民自ら実践することが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう普及・啓発に努めるとともに、各機関において必要最小限の必需品について備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の必需品の調達について、流通業者等に協力を要請するとともに、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

- ア 防災備蓄倉庫等に生活必需品の備蓄を行う。
- イ 関係機関における備蓄・調達を要請する。
- ウ 市民に対し防災思想の普及を進め、生活必需品の備蓄を啓発する。
- エ 県、災害時相互応援協定締結市町村、被災していない近隣市町村及び県内外の友好都市等から提供を受ける体制を整備する。
- オ 生活協同組合コープながの、大北農業協同組合等と締結した災害時における応急生活物資の供給等に関する協定に基づき、連携を強化する。

(3) 市民が実施する計画

災害時に備えて、生活必需品のほか、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、水、携帯ラジオ等、災害時に必要な物資を備蓄し、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備、自動車へのこまめな満タン給油

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、直ちに備蓄した生活必需品を迅速に供給するため、被害状況に応じた配分必要数の把握手法を確立する。

また、生活必需品を調達する場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

輸送されてくる生活必需品の集積場所及び、配送手段等について、関係機関と調整する。

第16節 危険物施設等

(危機管理課、生活環境課、北アルプス広域消防本部)

第1 基本方針

災害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質等（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害を引起す恐れがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、危険物に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

危険物施設及び、火薬類施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設、石綿使用建築物等における災害の発生予防及び拡大防止体制を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

災害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の安全性の確保及び、防災応急対策用資機材の備蓄に努めるとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 企業及び研究機関や化学実験室等を有する学校等、多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないように管理の徹底を指導する。

イ 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

(ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等、安全管理状況

ウ 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えるため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

エ 化学的な消火・防災資機(器)材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機(器)材の整備、

備蓄の促進について指導する。

オ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

カ 警察との連携

危険物施設の設置又は変更を許可した際は、警察に対してその旨通知し、連携を図る。

2 火薬類施設・高圧ガス施設・液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

ア 火薬類施設

火薬類取扱施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、災害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。しかし、火災が発生した場合は、爆発等により周辺住民等に多大な被害を及ぼす恐れがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

イ 高圧ガス施設

高圧ガス施設は、高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。また、高圧ガスの取扱については、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため、事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層躍進する必要がある。

ウ 液化石油ガス施設

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底等、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害発生時の対応等、適切な措置について、広報を実施し平常時から注意を喚起する。

イ 災害時の避難場所になる公共施設等について、一層の安全性の向上対策を講ずる。

ウ 火薬類施設等の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。

エ 災害発生時の緊急出動及び施設の点検等の体制構築について、関係機関と協議するとともに、施設設置者等に対して指導を行う。

オ 監督官庁、その他の関係機関との連絡体制を整備し、情報交換・応援体制の確立を図る。

カ 関係法令や監督官庁の立入り検査、指導等に基づく技術上の基準を遵守するよう指導を行う。

キ 大規模災害発生時の出動体制の強化を図る。

ク 立入り検査、保安検査等を実施し法令遵守の徹底を図る。

- ケ 保安教育講習等を通じ、事故防止対策の徹底を図る。
- コ 危険物施設の設置者等と災害発生時の連絡体制を整備するとともに、次の事項の指導徹底を図る。
 - (ア) 自主保安体制の強化
 - (イ) 連絡系統の確立、整備
 - (ウ) 付近住民に対する広報体制の確立
- サ 災害発生時の避難場所となる公共施設等について、管理を徹底し、より一層安全性の向上対策を講ずる。

3 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業等の営業者及び届け出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所等により、災害防止のための「危険防止規定の策定」等が指導されているが、届出を要しない業務上取扱者については、新規取扱者の実態把握が難しい状況にある。

事故発生時には、速やかに適切な措置を講じ、被害拡大の防止と市民の安全確保を図ることが必要である。

(2) 実施計画

- ア 災害発生時における住民等の避難誘導について、警察署と調整する。
- イ 保健福祉事務所の指導のもと、保管貯蔵施設等の実態を把握し、災害時における対処方策を検討する。
- ウ 毒劇物等の特殊災害対応の装備、資機材の備蓄を図る。
- エ 製造作業所、貯蔵設備、陳列場所及び運搬用具について、基準の遵守、状況点検及び適正な管理について指導する。
- オ 毒劇物等が事業所の外に飛散し、漏洩し又は地下に染み込むことを防ぐため、必要な措置を講ずるよう指導する。

4 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

放射性同位元素等を使用する事業所は、医療機関や民間機関等を中心に存在しており、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策に万全を期することとなっている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

- ア 放射性物質使用施設等においては、設置者自らの予防対策に万全を期す。
- イ 放射性物質使用施設等の実態を把握し、応急対策活動マニュアル等の整備を図るとともに、災害防止体制の確立を図る。
- ウ 関係機関との連絡体制を整備し、情報交換・応援要請体制の確立を図る。
- エ 放射線測定器、放射線防護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制を強化する。
- オ 災害発生時の緊急連絡体制の確立を図る。
- カ 放射性物質使用施設の責任者に対し、地震災害時における活動を迅速に行う

ため、次の事項を指導する。

- (ア) 自主保安体制の整備強化
- (イ) 災害発生時の緊急通報系統の作成
- (ウ) 近隣住民に対する避難誘導、広報体制の確立
- (エ) 放射性物質漏洩等における処理情報等の提供

5 石綿（アスベスト）使用建築物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

石綿（アスベスト）（以下「石綿」という。）製品はその物理的特性から、防火・保温・騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、販売が禁止されているが、建物あるいは吹付け石綿として使用された建築物が残っており、災害時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業等により石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散、ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

県等と連携を図り、災害発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

第17節 電気施設

(危機管理課)

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、災害に強い電気供給システムの整備や、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に予防対策を推進する。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を強化する。
- 2 被災時の職員の配置計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害の防止を考慮した安全性を確保する。

(2) 実施計画

電気事業者と連携を図り、共同溝の設置等電線の地中化について研究を進める。

2 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておく必要がある。また、停電に伴う社会不安や生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。

第18節 都市ガス施設

(危機管理課、北アルプス広域消防本部)

第1 基本方針

都市ガス事業は、災害に伴い製造所、供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れにより、火災・爆発・生ガス中毒事故等の二次災害の発生が予想されることから、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給の障害を最小限に抑えるためのバックアップ体制の整備を図る。

また、災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報収集手段及び情報網の整備を図り、常時、職員を配置する。二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間での応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 橋に添架されている等の露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給の障害を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により常時、要員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、あらかじめ、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡系統を確認する。

第3 計画の内容

1 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏洩による火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めるとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけは対応できない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩に伴う社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対する迅速な情報提供が重要となることから、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図る。

第19節 上水道施設

(上下水道課)

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化とともに、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備を被災しにくいものにすることが必要である。施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常の維持管理体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、耐震化及び改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また、災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

- ア 老朽管の布設替並びに施設の耐震化等、施設整備の推進を図る。
- イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- ウ 復旧資材の備蓄を行う。
- エ 水道管路図等の整備を行う。

第20節 下水道施設

(上下水道課)

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。

このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築・耐震化を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。

また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築、耐震化を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・充実を図る。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

既存施設の耐震化を計画的に進める。

(2) 実施計画

重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、耐震化を計画的に進める。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時に職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援体制を確立するとともに、民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施する。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他

の地方公共団体に応援要請をすることができる。

3 緊急用・復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務付けられている。下水道施設等が災害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できるシステムを構築する。

5 管渠及び処理場施設の系統のバックアップ体制等

(1) 現状及び課題

下水道施設が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するための体制を整えておく必要がある。このため管渠及び処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第2 1 節 通信・放送施設

(危機管理課、情報交通課)

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れや情報の混乱を招く等、社会に与える影響が非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 関係機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 通信施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備及び、災害情報収集処理システムの整備を図る。
- 3 電気通信事業者は、通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 放送機関は、通信施設の災害、停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 5 警察は通信機器の災害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 6 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災や、通信量の飛躍的な増大等により、通信回線が一時的に利用不能又は輻輳が発生する恐れがある。このため、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

- ア 各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、及び中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設・機器の整備・耐震化を図る。通信施設の整備にあたっては、市はもとより、他の防災関係機関との情報伝達が確実にできる手段についても配慮する。
- イ 非常通信を行う場合に備え、あらかじめ協力可能な無線局を選定する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 防災行政無線通信施設の災害予防

(1) 現状及び課題

災害時における迅速かつ的確な情報集、伝達を図るため、デジタル同報系防災行政無線の整備を平成20年度に整備済みである。移動系防災行政無線についてはアナログ方式であるため、災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集伝達のため、デジタル化整備が必要である。

また、現場の情報を伝達するため、衛星系携帯電話を配備する。

(2) 実施計画

- ア 被災地との通信確保のため、移動系防災行政無線のデジタル化整備を推進する。

イ 無線局において通信機器及び予備電源装置の取扱いの習熟のための訓練を行う。

ウ 通信機器の作動状態を監視するほか、定期的な保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。

3 電気通信施設の災害予防

(1) 現状及び課題

電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

地域防災計画等の定めるところにより、NTT 東日本(株)等の電気通信事業者との連携を図る。

(3) NTT 東日本(株)、(株)NTT ドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努め、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

ア 被災状況の早期把握

県及び市防災機関等との情報連絡の強化を図るものとする。

イ 通信システムの高信頼化

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

(イ) 主要な交換機を分散設置する。

(ウ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(エ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。

4 放送施設の災害予防

(1) 現状及び課題

ア 大町市ケーブルテレビ

大町市ケーブルテレビは、災害に備えた放送施設や機器等の整備に努める。

イ 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

ウ 信越放送(株)

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から

対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

エ ㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備システムを設ける。(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行うものとする。

オ ㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

カ 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

(イ) 電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

(2) 実施計画

ア 平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策に努める。

イ 定期的な放送施設の補修、点検、補強を図る。

ウ 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充や点検・更新を図る。

5 道路埋設通信施設の災害予防

(1) 現状及び課題

架線の通信ケーブルは、地震や台風等による強風により倒壊する恐れがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の輸送に支障をきたすことから、架線から地中化への移行を検討する必要がある。

(2) 実施計画

道路管理者は、通信事業者と調整のついで箇所より、電線共同溝又は共同溝を整備し、通信ケーブルの地中化を推進する。

第2 2節 鉄道施設

(危機管理課)

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対応するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設及び設備の安全性を確保するため、定期的に点検・検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し、安全性の強化を図る。
- 2 各体制に基づき、関係職員の計画的な配置を図る。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 災害予防計画の整備

(1) 現状及び課題

災害の発生に対応するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画に沿って推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休等に伴う生活への支障を防止するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

地域防災計画の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとする。

ア 東日本旅客鉄道(株)

(ア) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険個所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置をとる。

(イ) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

(ウ) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第23節 災害広報計画

(危機管理課、情報交通課)

第1 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うため、市民等に対する情報の提供体制を整備するとともに、あらかじめ報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行う必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 市民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 情報伝達施設・設備等を整備する。
- 3 報道機関等への情報提供の方法及び協定に基づく報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害時には、市民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、適切な対応を行う体制を整える。これは、市民等に的確な情報を提供するうえで、情報の混乱を防ぎ、職員が問い合わせへの対応に忙殺され、他の災害応急業務に支障が生じる事態を防ぐうえでも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 市民等からの問い合わせに対する専門の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。

(ア) 窓口専用電話回線、電話機、ファックス・パソコン（インターネット）の確保

(イ) 窓口設置場所の確保

(ウ) 部局ごとの窓口対応職員の配置

(エ) 外国人からの問い合わせに対応できる体制の確立

イ Lアラート（災害情報共有システム）、市のホームページ、ケーブルテレビ、緊急メール等を利用し、市民等に対して各種の情報を提供する。

ウ 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

エ NTT 東日本㈱等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。報道機関に対する情報の提供には、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア 取材への対応に伴う業務への支障や、対応窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、統一した窓口を通じて情報を提供する体制とする。

通常は危機管理課又は関係課が、災害対策本部設置時には本部の指示のもと情報交通課が担当する。

イ 災害時に放送等の要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに報道要請が行えるよう、あらかじめ報道要請の方法について報道機関等の確認を行う。

第24節 土砂災害等

(危機管理課、建設課、農林水産課、福祉課)

第1 基本方針

人命保護を念頭に、地すべり、山地災害、土石流、急傾斜地崩落等による災害を未然に防止し、危険箇所の周知徹底を図るため、関係機関と協力し総合的な対策を実施する。

近年、要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要となる。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地を対象として法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止を図り、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒・避難体制を整備し周知を図る。
- 2 土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、県知事の許可を得、また土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本市には、地形、地質の特性から土砂災害警戒区域等が多数存在している。近年は、開発に伴う造成や山林荒廃等による森林保水力の低下が懸念され、新たな危険箇所の増加が懸念される。

(2) 実施計画

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒・避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、土砂災害警戒区域を住民に周知する。

ウ 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(3) 市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をする。

2 土石流対策

(1) 現状と課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける事例が多い。本市は、糸魚川―静岡構造線上に位置し、土石流が発生しやすい急しゅんでぜい弱な地質の土地が多く分布している。

(2) 実施計画

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒・避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

ウ 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(3) 市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をする。

3 急傾斜地崩落防止対策

(1) 現状と課題

山地に隣接した宅地開発等の進展に伴う土地利用形態の変遷により、山裾だけでなく市街地等広範囲で急傾斜地崩落災害が懸念されるため、平素から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 防災パトロール、情報の収集、気象注意報・警報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路、その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒・避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、土砂災害警戒区域を住民に周知する。

ウ 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な高齢者等避難、または避難指示を行えるよう具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

エ 農業用排水路等について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

(3) 市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場

所及び避難路その他の避難経路の確認をする。

4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

(1) 現状と課題

急しゅんな地形が多く、急流河川も多い本市には、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に立地している。これらの地区については、要配慮者対策の観点から、効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じ、市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図る。

イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

5 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 現状と課題

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、山際を中心として数多く指定されている。

また、区域内には住宅等もあり、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

イ 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(イ) 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

ウ 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

a 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

c 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

d 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

e 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

f 救助に関する事項

g その他警戒避難に関する事項

(イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

エ やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

(3) 市民が実施する計画

ア 市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。

更に、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。

イ 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市に助言を求める。

第25節 都市防災

(危機管理課、建設課)

第1 基本方針

人口や産業の集中による都市の高密度化等に伴い、市街地における災害の危険性は増大しており、災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市災害に関する総合的な防災対策を推進し、安心して住めるまちづくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 市街地における火災を予防するため、防火地域・準防火地域等の制度を活用して建築物の不燃化を図る。
- 2 避難路・延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を推進する。
- 3 土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の充実を図る。

第3 計画の内容

1 建築物の不燃化の推進

(1) 現状及び課題

市街地には老朽した木造建築物が密集し、災害等に伴う火災被害の発生・延焼拡大の恐れが大きい。

これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として防火地域等が指定されている。この防火地域等は、都市計画法に基づき定められた防火地域・準防火地域と、建築基準法第22条により指定された区域からなる。こうした防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる道路沿い等については、必要に応じて防火地域等の指定を検討し、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る。

(2) 実施計画

ア 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし不燃化を図る。

イ 建築基準法第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

ウ 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

2 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

本市では、中心市街地の空洞化が進み、不規則なオープンスペースや空き店舗が増加している。

阪神淡路大震災においては、幅員の広い道路による延焼防止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用され、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことに鑑み、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から、街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、次の事項に留意する必要がある。

- ア 地区、日常生活圏、市街地全体、地域全体等の生活・都市活動の広がり段階に応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保
- イ 食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた広域避難地の整備
- ウ 要配慮者に対する安全の確保
- エ 幹線道路の多重化によるバックアップ機能を考慮した街路網の形成

(2) 実施計画

- ア 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園等の積極的な整備に努める。
- イ 市道について、国・県道との連携を図りつつ、避難路、延焼遮断帯として必要な街路の整備に努める。
- ウ 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

3 市街地開発事業による都市整備

(1) 現状及び課題

道路、公園等の公共施設整備が立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地は本市でも各所に存在している。阪神淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区等に集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による面的な整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

都市計画街路や都市公園等の整備に関して防災機能に十分配慮した計画とする。

第26節 建築物

(関係部局)

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物からの屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物やブロック塀等屋外構造物の倒壊等による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となるものや、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後早急に、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(2) 実施計画

ア 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、病院、住宅、保育園、学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

イ 耐震診断・耐震改修のための推進

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修の推進を図る。

ウ 防火管理者の設置

病院、学校、保育園等で消防法第8条により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し火災予防等に努める。

エ 耐震改修計画の策定

昭和56年以前に建築された建築物等について、耐震化を推進する計画を策定し、速やかに耐震化等の施策を講ずる。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 耐震診断・耐震改修のための支援措置

- (ア) 住宅及び市長が指定した民間の避難施設について、県との連携を図り耐震診断への助成を行う。
 - (イ) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。
 - (ウ) 崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- イ 建築物の所有者等が実施する計画
- (ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。
 - (イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。
 - (ウ) 地震保険や共済制度は、住宅再建に有効な手段であることから、これらの制度の活用を図る。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 屋外構造物、屋外設置物、落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。
- イ 市民は、外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護しており、貴重な国民的財産として次世代に継承していくことが必要である。

また、建築物等については、ほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図るとともに、併せて見学者の生命・身体の安全に十分留意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

文化財所管部局は、文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項に留意し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導・助言を行う。
- イ 防災施設の設置促進を図るとともに、設置に対する助成を行う。
- ウ 所有者は防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防隊の確立を図る。
- エ 区域内の文化財の所在の把握に努める。

第27節 道路及び橋梁

(建設課)

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能喪失が災害応急対策活動等の支障とならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりのため、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁等の基幹的な交通確保施設の整備にあたっては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合、代替路性の確保とともに応急対策により機能を確保する。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化する。

第2 主な取組み

- 1 災害対策としての道路網の整備は、国・県・市道等の主要幹線道路の整備と生活道路の機能確保という二面から道路、橋梁の耐震性を確保する。
- 2 震災後の応急活動・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整える。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 現状及び課題

大地震の発生に伴い、道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・隆起・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって通行が不能・困難な状態になると予想される。このため道路管理者及び警察等関係機関は、道路、道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

- ア 落石等の危険箇所点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。
- イ 橋梁の危険箇所点検に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震補強を実施する。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し、道路、道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は道路管理者及び警察単独では対応が遅れる恐れがある。このため震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化する。また、応急復旧のために協定を締結した建設業協会等と事前に調整を図り、交通の確保に努める。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

- ア 関係機関において、それぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化する。
- イ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第28節 河川施設等

(危機管理
課)

第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全性の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため施設の補強を行う。
- 2 ダム施設等に関して、定期点検を行い適切な維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める

第3 計画の内容

1 河川施設の災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂や沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながる恐れがある。洪水時に破堤した場合に背後地に甚大な被害を及ぼす河川等について耐震点検を行い、安全性を向上させる。

(2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により、河川管理施設の耐震性を向上させる。

2 ダム施設の災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

我が国では、過去に多くの地震が発生しているが、ダム機能に影響するような被害を受けたことはない。

(2) 実施計画

ダム管理者は、地震等の発生によりダムの基礎地盤で2.5ガル以上を観測した場合、又はダム地点近傍の地震観測所で震度4以上を観測した場合の臨時点検を実施していることから、市は、市域に影響を及ぼす恐れのある地震が発生した場合は、速やかにダム管理者に対しダムの状況等について報告を求め、速やかに市民へ伝達するとともに、必要のある場合には、対象地区に対して避難指示等の措置を実施する。

第29節 ため池

(建設課、農林水産課)

第1 基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じる恐れがある。

このため、適切な維持管理や監視体制について、県及びため池管理者を指導するとともに、耐震性が確保されていない施設について防災・耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

巡回点検等により、ため池の状況を常に把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。

決壊による下流への影響が大きい防災重点農業用ため池※について、ハザードマップの作成及び公表や情報連絡体制の整備を行う。

※防災重点農業用ため池：堤高 15m以上又は貯水量 10 万 m^3 以上のため池、下流に人家や公共施設等が存在し、市が指定したため池

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

市内のため池の多くは老朽化が進んでおり、洪水による決壊等の危険度が比較的高いため、施設の状況を調査し、適切な維持管理や防災・耐震化工事等災害予防のための措置を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

ア ため池の諸元、施設の構造、下流の状況等について明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は、県に報告する。

イ ため池の災害予防のため、管理者団体等と連絡を密にし、必要に応じて措置を講ずる。

ウ 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。

エ 決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップを作成し、市民に周知する。

第30節 農林水産物等

(農林水産課)

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹や支柱、養魚場等生産施設の損壊や農産物集出荷・貯蔵施設、立木の倒壊、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想される。また、施設等の被害に伴い、農林水産物の減収や家畜・水産物の死亡被害等も予想される。このため、予防技術対策の充実及び森林整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするため、機械・施設の固定や工法の検討を行う等、安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農業協同組合等と連携して、農業者に対して生産施設、農産物の集出荷・貯蔵施設等の安全性の確保について指導徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき、森林整備を実施するとともに、森林組合等関係機関と連携のもと、安全パトロールを実施する。

第3 計画の内容

1 農畜産物の災害予防

(1) 現状及び課題

集出荷・貯蔵施設等においては、建築後、年数の経過に伴い耐震性が劣る施設も見受けられることから、施設の補強、更新又は廃止等を促進するとともに、施設管理者等による耐震診断・補強工事が求められる。

(2) 実施計画

ア 農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して、市農業技術者連絡協議会等を通じて予防技術の普及徹底を図る。

イ 市民が実施する計画

(ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

(イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物の災害予防

(1) 現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する必要がある。

また、林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、機械、施設を固定する等安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

イ 県、森林組合等関係機関と連携をとり、林産物の生産・流通・加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言を行う。

ウ 市民が実施する計画

(ア) 市等が計画的に行う森林整備に協力する。

(イ) 施設の補強等対策の実施に努める。

第3 1節 積雪期の地震

(全部局)

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等の家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いまちづくりを進める。
- 2 冬期の道路交通を確保するため、迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 5 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 6 建築物の所有者に対し、安全対策の推進について周知を図るとともに、雪下ろし作業が軽減される住宅の普及を図る。
- 7 積雪時の地震、火災発生時における消防活動の確保に努める。
- 8 積雪時においても市民が円滑に避難することができるよう、避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 9 冬期の災害に対処できる備蓄品等の確保に努める。
- 10 スキー場の利用客等、観光客の避難・救助等の対策について計画の策定に努める。

第3 計画の内容

1 雪対策の推進

(1) 現状と課題

積雪期の地震の災害予防は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的な推進により確立されるものである。

(2) 実施計画

ア 市地域防災計画(雪害対策編)等に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策を推進する。

2 道路交通の確保

(1) 現状と課題

積雪期の地震においては、土砂崩れ等に加え、雪崩が発生し、道路交通に支障が生じる恐れがあるため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア 市は、各計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には道路交通を迅速に回復し、道路機能の確保を図る。

イ 市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪を呼びかけ協力を得る。

ウ 地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、

住宅の周辺について自主防災組織、市民の協力を得て、自力による除雪又は圧雪による避難路の確保に努める。

3 鉄道運行の確保

(1) 現状及び課題

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

関係機関と連携を図り、交通上の混乱が生じないように調整を図る。

4 航空輸送の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的な途絶や、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

(2) 実施計画

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪・圧雪体制を整備する。

5 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

近隣住民に対し、雪崩危険箇所の周知を図るとともに、雪崩対策事業の推進を図る。

6 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築基準法施行規則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

イ 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を進める。

ウ 建築物の所有者等が実施する計画

(ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

(イ) 適時、雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

7 消防活動の確保

(1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪により消防活動が制約されることが予想される。このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災における消防活動の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

関係機関と連携を図り、消防活動に支障が生じないように調整を行う。

8 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合、市民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

ア 積雪及び堆雪に配慮した体系的な街路の整備に努める。

イ 小型除雪車両の増強による歩道除雪を推進する。

ウ 機械による除排雪が困難な、人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所においては、重点的な消融雪施設等の整備を図る。

エ 地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。

オ 避難誘導のための標識は、市民が安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

9 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時には、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止、又は、雪崩災害等により、避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設では暖房が必要になる等、冬期の災害に対応できる備蓄品等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

ア 市は、避難施設における暖房等の需要の増加が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。

イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

10 スキー客等に対する対策

(1) 現状及び課題

多数のスキー客等が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ホテル等の損壊や雪崩の発生等により、多数のスキー客の被災が懸念される。ま

た、スキー場は山間地に位置するため道路が寸断され、多数のスキー客等が孤立する可能性が高い。

(2) 実施計画

スキー場客等の避難、救助及び孤立等への対策について、関係機関と連携を図り、食料、燃料及び医療等の孤立対策計画を定める。

第3 2節 二次災害の予防

(全部局)

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠であることから、これに対する予防対策をあらかじめ講ずる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構築物等や危険物等に係る二次災害防止のための措置を講ずる。
- 2 危険度判定士の派遣等により、二次災害を防止する。
- 3 災害発生時の流木発生等を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構築物等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

被災建築物等の倒壊等による危険から市民を守るため、被災建築物等を判定できる資格者を養成する必要がある。

緊急避難路や輸送路としての道路、橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握するとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握するとともに、施設の点検作業が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備する。

イ 被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

2 危険物施設に係る二次災害防止対策

(1) 現状及び課題

ア 危険物関係

消防法に定める危険物施設における災害時の二次災害の発生・拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化が必要である。

イ 火薬関係

火薬類取扱い施設は、災害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失等による二次災害の危険性があり、被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

ウ 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設・貯蔵所・販売所及び消費施設等における災害時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を、一層推進する必要がある。

エ 液化石油ガス関係

液化石油ガスの一般消費先における容器の転倒、流出防止措置の徹底等、災害対策の促進について、液化石油ガス販売業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発が必要である。

オ 毒物劇物関係

毒物・劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、毒物劇物危害防止規定の作成と、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定締結の促進等の指導
- カ 民間業者等の資機材保有実態の把握

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押出された倒木が、流路を閉塞し、鉄砲水や、下流で橋梁等に絡んで水害を助長する原因となる場合がある。

(2) 実施計画

- ア 河川管理施設の安全性を向上させる。
- イ 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が想定される箇所を事前に把握する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があり、二次災害予防のため災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握するとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

- ア 土砂災害警戒区域等の把握
- イ 情報収集体制の整備
- ウ 警戒・避難体制の整備
- エ 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

第3 3節 防災知識の普及

(全部局)

第1 基本方針

「自分の命は、自分で守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料、飲料水の備蓄や火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守る行動ができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、市民、地域・企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に火山災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。このため、市、県及び指定行政機関等は、「火山防災の日」「信州火山防災の日」及び防災関連行事等を通じ、災害の歴史の伝承や体系的な研修や訓練により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災意識の普及・徹底を図り、自主防災意識を持つ災害に強い市民の育成等、地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 市民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災意識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 職員等に対する防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害の歴史を後世に伝える。

第3 計画の内容

1 市民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要か等、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がされているが、今後は、防災マップ等の作成・配布、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等、より実践的な普及活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により、次に掲げる啓発活動を行う。

(ア) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油

- (イ) 家庭動物の同行避難や避難所での飼養等についての準備
- (ウ) 「自分の命は自分が守る」という「自助」の防災意識
- (エ) 地域、職場、家庭等において、相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (オ) 地震災害等に関する一般的知識
- (カ) 災害時にとるべき行動に関する知識
- (キ) 正確な情報の入手方法
- (ク) 要配慮者に対する配慮
- (ケ) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (コ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等
- (サ) 平常時から市民が実施し得る、最低でも3日分可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (シ) 地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (ス) 地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (セ) 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- イ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、きめ細かな情報提供を行う。

なお、ハザードマップ等の配付又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の促進に努める。

浸水想定区域で、河川近傍や浸水深の大きい地域は「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

- ウ 自主防災組織における防災マップ、地区別防災カルテの作成に対し、指導、協力する。
- エ 防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらの役割、活用方法について、十分理解が得られるよう説明の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- オ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアル等の配布、有識者による研修会や講演会等を開催し防災教育を実施する。
- カ 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。
- キ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、信州火山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示し、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対

策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

- ク 住民に対し、風水害に対し適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- ケ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- コ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(3) 自主防災組織等が実施する計画

地区別防災カルテ等は、きめ細かな防災情報を掲載するとともに、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応の観点からも、自主防災組織等が作成に参画することが望ましく、自主防災組織等は積極的に地区別防災カルテ等の作成に参画する。

(4) 市民等が実施する計画

防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、次の活動を通じて防災意識を高める。

- ア 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認
- イ 災害の状況に応じた避難行動の確認
 - (ア) 指定緊急避難場所への立退き避難
 - (イ) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
 - (ウ) 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)
- ウ 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- エ 発災時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確認
- オ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- カ 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- キ 備蓄食料の試食及び更新
- ク 負傷の防止や避難路確保のための、家具、ブロック塀等の転倒防止対策
- ケ 地域の防災マップの作成
- コ 防災訓練等の地域防災活動への参加
- サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(5) 報道機関等が実施する計画

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

(6) 企業等が実施する計画

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の

行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

(7) 関係機関が実施する計画

消防機関等は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、商業施設等、不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は非常に重要である。従って、これら防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行う必要がある。

(2) 実施計画

市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して、災害時において取るべき行動、避難誘導について配慮すべき事項、要配慮者に対する配慮等、防災知識の研修、訓練を行う。

3 学校等における防災教育の充実

(1) 現状及び課題

学校等において、児童生徒等が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に対して強い市民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保等を行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 学校等においては、大規模災害にも対処できるよう、関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つ行動知識等を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会等の実施により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 職員等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはい

えない。そこで、防災関係職員はもちろん、全ての職員に対しても防災知識の普及を図る。

(2) 実施計画

防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても、次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 自然災害に関する一般的な知識
- イ 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 自然災害対策として現在講じられている対策
- オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害の歴史の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害の歴史を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害教訓の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像等の各種資料の収集・保存・公開等するとともに、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

イ 市民は、自らの災害教訓の伝承に努める。

第34節 防災訓練

(危機管理課)

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切に行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。

そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時を想定した訓練は、市民に対する防災計画の周知・検証、防災知識の普及、防災関係機関相互及び市民との協力体制の面からも効果が期待できる。

市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関等と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練とするために訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 現状及び課題

市は、防災の日(9月1日)を中心に、総合防災訓練を実施している。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものにしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合防災訓練(風水害・地震総合防災訓練)

防災関係機関、企業、市民、その他関係団体と連携し、総合防災訓練を実施する。

(ア) 実施時期

原則として水防月間(5月1日～5月31日)や防災週間(8月30日～9月5日)に実施する。

(イ) 実施場所

訓練の効果が広範にわたることを考慮し、平、大町、常盤、社地区を巡回して実施する。なお、八坂、美麻地区は土砂災害に対する訓練を交互に実施する。

(ウ) 実施方法

毎年作成する市地震総合防災訓練実施要綱等に基づき、大規模地震等を想定した広域的かつ総合的訓練を実施する。

イ その他の訓練

次に掲げる訓練は、総合防災訓練で実施するほか、必要に応じて関係機関と

連携して個別に実施する。

(ア) 水防訓練

水防管理者は、台風による風水害を想定し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は水防協力団体等と連携して水防訓練を実施する。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練に合わせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて、独自に又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時に円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により、遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行う。

(オ) 避難訓練

市及び警察署等避難訓練実施機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、市民の協力を得て、災害の恐れのある地域、病院及び集会場等の建築物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、実施期間を一定範囲に特定した上で、抜打ちで実施する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定による情報の収集及び伝達や、通信が途絶える可能性を想定した訓練について実施する。

(ク) 防災図上訓練

災害時における資材、活動力等の整備体制を事前に検証・確認し、整備の充実に資するため、図上訓練を実施する。

(ケ) 広域防災訓練

市及び県は、広域応援協定に基づく災害時の応援が的確に実施されるとともに、協定締結団体間の連絡体制の確立のため、広域防災訓練を実施する。

(コ) 複合災害を想定した訓練

市及び県は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）を想定した机上訓練等を行い、その結果を踏まえて対応計画の見直しを行う。

(サ) その他

警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

- ウ 市民が実施する計画
市等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう内容を工夫するとともに、訓練実施後には成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

(2) 実施計画

ア 実践的な訓練の実施

訓練の実施機関は、訓練の具体的な目的を設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう訓練参加者、使用する器材、実施時間等の訓練環境について具体的な設定を行う。さらに、課題を発見するための訓練や、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとして効果を持つ実践的な訓練となるよう工夫する。また、避難行動要支援者に対する配慮の視点を取り入れるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体と連携して訓練を実施するよう努める。

イ 訓練の事後評価

市及び訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価・検証を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第35節 災害復旧・復興への備え

(全部局)

第1 基本方針

災害による物的被害を防止し、復旧・復興を円滑に推進するため、災害に伴う廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理を含め廃棄物処理体制整備に努める。

また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、復興時に必要となるデータの保存及びバックアップ体制を整備するとともに、災害復旧用資材の備蓄・供給体制及び罹災証明書の発行体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生に対する処理体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄・供給体制を整備する。
- 4 罹災証明書の発行体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 災害廃棄物の発生への対策
 - (1) 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
 - (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地を設定するとともに、必要に応じ広域処理体制の整備に努める。なお、広域処理を行う地域単位で、余裕をもった処理施設能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や、代替性の確保を図る。
 - (3) 災害廃棄物対策指針や県の災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する。
 - (4) 発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
 - (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- 2 データの保存及びバックアップ
 - (1) 現状及び課題
災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないよう、また、消失した場合でもバックアップが可能な体制を整備する必要がある。
 - (2) 実施計画
重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料をあらかじめ整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製等を別の場所に保存するよう努める。
また、市で保管している公図等の写し等について、被災を回避するための手段を講ずる。

3 災害復旧用資材の備蓄・供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を含む復旧用資材を安定的に供給する必要がある。

(2) 実施計画

森林組合等と連携して、災害時における木材の供給体制の確立に努める。

4 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 現状及び課題

罹災証明書の交付が遅滞なく行われる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や、民間団体等との応援協定締結、応援の受入れ態勢の構築等を計画的に進め、罹災証明書交付に必要な業務実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第36節 自主防災組織等の育成

(危機管理課、庶務課)

第1 基本方針

災害時の被害防止又は軽減のためには、市民の自主的な防災活動が地方公共団体や防災関係機関の活動と並んで重要である。特に、出火防止や初期消火、要配慮者への対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動は、出火防止や初期消火、要配慮者への対応等が期待されるとともに、日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が図られる等、今日の地域社会の状況の中で果たす役割は益々重要性を増している。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 組織化が遅れている地区を中心に取り組みを強化する。
- 2 平常時から、発災時の自主防災組織の活動内容を定めておく。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等、組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地域における自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

組織化が遅れている地区に対しては、結成を促進するとともに、組織の育成を図り、自主防災意識の普及啓発に努める必要がある。また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。

また、学校、病院等の施設や事業所においても、自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る。

(2) 実施計画

自主防災組織の未組織地区に対して、防災意識の普及啓発活動に合わせ組織の結成への働きかけるとともに、既存組織の強化と活性化を図る。

学校、病院、事業所等に対しても防火管理者を中心に防災組織の結成を呼びかける。

2 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備については、各組織への助成措置や支援が講じられている。

自主防災組織が、より効果的な活動を進めるためには、これらの制度を有効に活用して、活動環境の整備を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

市は、大町市自主防災組織防災資機材購入費補助金制度等の活用により、自主

防災組織の資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織の活動の場を確保するため、既存の施設を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

3 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害時に活発に活動が展開できる自主防災組織にするためには、平常時から組織をいかに活性化するかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修、地域住民に対する出張講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

イ 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

ウ 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府 2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めるものとする。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

4 各防災組織相互の協力、協調

(1) 現状及び課題

地域内に複数の自主防災組織が存在する場合は、災害時に連携のとれた活動が可能となるよう平常時から、連絡体制を確立しておく必要がある。

また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

ア 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため必要に応じ協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。

ウ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第37節 企業防災

(危機管理課、商工労政課)

第1 基本方針

災害時、企業には従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生等多岐にわたる役割が求められる。

各企業においては、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施する等の防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時の事業継続計画（BCP）を策定するとともに防災訓練を実施し、企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響は大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩等は周辺地域に与える影響も大きく、社会的損失も大きい。

企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。また、火災や建物倒壊、洪水等による被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の重要な構成員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献することが望まれる。

2 実施計画

- (1) 出張講座等の啓発活動や研修により、企業の経営陣から従業員に至るまで、防災知識の向上、並びに防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図る。
- (2) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
- (3) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第38節 ボランティア活動の環境整備

(福祉課)

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要な時に、必要な場所で、必要な活動を行うことができるよう、県・市、社会福祉協議会、NPO等が連携して環境整備を図ることが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、日本赤十字社長野県支部大町市地区等において実施する。
- 2 ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「災害中間支援組織」という。）及び県内外の専門性の高いNPO等との平時からの官民連携体制の構築に努める。
- 5 災害中間支援組織、NPO等との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 災害救援ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を実施できるボランティアや団体等の所在や、活動内容等を把握しておくことが求められ、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

大町市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部大町市地区等が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対し普及啓発を図る。

2 ボランティア活動の環境整備

(1) 現状と課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(2) 実施計画

(ア) 平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダー

の育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、災害時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。

(イ) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(ウ) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、知育住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

(エ) 社会福祉協議会と平常時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。特に、市の災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携

(1) 現状及び課題

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後、災害救援等におけるボランティア活動について認識の共有や、各組織・団体の活動分野、活動水準等を事前に把握するとともに、総合的かつ効果的な活動が展開できるよう、団体間の連携強化を図ることが必要である。

(2) 実施計画

長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため、連絡協議会等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多様にわたることが想定される。これらのニーズを的確に満たすためにはボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした活動の調整機能を担うボランティアコーディネーターを、今後計画的に養成するよう努める必要がある。

(2) 実施計画

市、市社会福祉協議会、長野県災害時支援ネットワーク等は、ボランティアコーディネーターを養成する研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催する、より実践的で高度な養成研修への参加促進に協力し、市におけるボランティアコーディネーターを養成するとともに、業務遂行力の向上に努める。

第39節 災害対策基金等積立及び運用

(企画財政課)

第1 基本方針

災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害対策に伴い生じた経費を補填するため、基金の積立を行う。

第3 計画の内容

1 基金の積立

(1) 現状及び課題

市は、地方自治法・地方財政法の規定により、大町市基金条例に基づき財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。

(2) 実施計画

災害時に備え、財政調整基金の維持、運用を図る。

大町市財政調整基金

名 称	目 的 及 び 使 途
財政調整基金	市財政の健全な運営に資するため、次に掲げる経費に充てる。 1 経済事情の著しい変動により財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費、又は災害により生じた減収を埋めるための経費 3 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 4 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業経費及びその他やむを得ない理由により生じた経費

第40節 災害対策に関する調査研究及び観測

(危機管理課)

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

国においては、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年のライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等、災害要因は一層多様化しているため、必要に応じて関係機関と連携し科学的な調査研究を行い、総合的な災害対策の実施を図っているが、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応し最も有効な手段を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取組み

市、県及び関係機関が協力し、災害に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 実施計画

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国等が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

第4 1節 観光地

(危機管理課、観光課)

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での支援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 市、県、関係機関及び観光施設の管理者は、相互の連携により災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備等災害時の防災の環境づくりに努める。

第3 計画の内容

- 1 観光地での観光客の安全確保
 - (1) 災害時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
 - (2) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
 - (3) 起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備を整備するとともに、避難訓練を行う。
 - (4) 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進し、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努める。
- 2 外国人旅行者の安全確保
 - (1) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
 - (2) 県・関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を図る。
 - (3) 各観光案内窓口で、災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図る。

第4 2節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(危機管理課、庶務課)

第1 基本方針

自治会、事業者等が、地区の特性に応じて、自助、共助による自発的な防災活動を促進するとともに、市と連携し地域における防災力を高めるため、必要に応じて、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 主な取組み

自治会等からの提案により、地域の防災力向上を図るため、各地区の特性に応じて、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

地区防災計画は、自治会等の単位において、住民等が共同して行う防災活動に関する計画で、地域防災計画と相まって地域における防災力の向上を図る。

なお、地区防災計画は、自助、共助の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、地域の特性に応じて防災力を高めることを目的としており、住民等が主体的かつ積極的に計画策定段階から参加することが求められる。

(2) 実施計画

自治会等から地区防災計画について提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定める。

また、地域防災計画は、住民等の共同による地域防災力の充実強化のため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等について、自発的な防災活動に関する具体的な事業に関する計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。